

岸和田市人権尊重のまちづくり審議会で使用使用する用語説明

この審議会で使用使用する言葉について、以下のとおりとさせていただきますのでご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

1 プラン

正式名称:岸和田市人権施策推進プラン 男の子と女の子のイラストがある冊子表
記:取り組むべき施策を2つの性質にわけ、大きな方向性を示しています。

①横断的に取り組む人権全般に関わる施策

P.25～P.26のNo.1～No.28 28項目と呼びます。

②17の主要課題ごとに取り組む施策

P.30(女性の人権)のNo.29から、P.63(様々な人権問題)のNo.205 主要課題と呼びます。

計画期間:令和4年度から令和13年度まで

2 実施計画

正式名称:岸和田市人権施策推進プラン 令和●年度実施計画

内 容:プランを推進するために、年度ごとに各課が取り組む具体的な施策を示すものです。審議会の意見をお聴きして、施策を検討します。

計画期間:1年

3 推進本部

正式名称:岸和田市人権施策推進本部

組 織:市長を本部長、両副市長と教育長を副本部長、部長を本部員、課長を幹事とする庁内組織です。各課には、実務者を置きます。

4 重点施策

28項目(※上の1プランの①「横断的に取り組む人権全般に関わる施策」)の中から、推進本部(岸和田市人権施策推進本部)が年度ごとに設定します。

令和5年度より設定します。

5 指定施策

28項目及び主要施策(※上の1プランの②「17の主要課題ごとに取り組む施策」)の中から、各課が年度ごとに設定します。

6 目標施策

上の重点施策と指定施策をあわせ、その年に特に力を入れる施策を目標施策と呼びます。

7 ピックアップ版

実施計画書について、目標施策のみを抜粋し、掲載した報告書になります。